

美味しい桃を栽培しませんか

「びほくの桃」は、JA晴れの国岡山びほく桃部会(76戸/12ヘクタール)を中心に産地を維持してきましたが、近年は後継者不足が顕著となっております。そこで、市内で定年帰農を考えている人を対象に、桃栽培での年間所得が100万円~150万円となる経営モデルを作成し、広く呼び掛けています。

桃栽培は、少しの空き地があれば、緩傾斜地でも初期投資が少なく始められ、1樹、1個からでも出荷できます。桃の栽培技術は桃部会による栽培講習会や、高梁市主催の「ピーチスクール(年間7回程度開催)」で習得できます。
 〇 JA晴れの国岡山びほく広域営農経済センター ☎ 22・4593



農地転用には許可が必要です

農地転用とは、田畑などの農地を、住宅用地や駐車場など耕作目的以外の用途に変更することです。

転用する場合は事前に農地法に基づく許可を受ける必要があります。許可を受けずに農地を転用すると農地法違反で罰則が適用される場合もあります。なお、転用する農地が農業振興地域内の農用地区域に指定されている場合は、転用許可申請を行う前に農用地区域からの除外手続きが必要となりますので、事前に農林課へお問い合わせください。

申請方法 農地転用許可申請の締切日(毎月20日)までに農業委員会事務局、または各地域局へ申請してください。

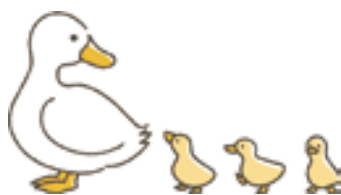
〇 農業委員会事務局 ☎ 21・0226 / 農林課 ☎ 21・0223

家畜飼養者の報告義務について

家畜伝染病予防法により、対象家畜を飼養する人は、家畜種類や頭羽数を高梁家畜保健衛生所へ報告してください。

対象者 対象家畜を飼養する人(事業者だけでなくペットも含む)
対象家畜 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし、鶏、あひる(合鴨)、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
報告内容 飼養者の住所、氏名、電話番号、2月1日(水)時点の家畜の種類および頭羽数などを高梁家畜保健衛生所へ報告してください。

〇 高梁家畜保健衛生所 ☎ 22・2077



鳥獣被害防止対策研修会

近年、有害鳥獣による農作物などの被害が深刻な問題となっております。こうした被害を防ぐために研修会を開催します。

日時 2月21日(火)午後2時30分~4時

場所 有漢生涯学習センター

内容 野猿を中心とした加害鳥獣の生態や対策を学ぶ

申し込み 2月17日(金)までに農林課有害鳥獣対策係へ電話でお申し込みください。

その他 当日はマスクを着用して出席してください。また、参加希望者が多数の場合は混雑を避けるため入場をお断りする場合があります。

〇 農林課 ☎ 21・1190

